

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1420010	自衛隊法の運用	自衛隊法	自衛隊法第3条において、自衛隊の任務を規定。		新自衛隊予備隊の創設	新自衛隊予備隊を創設し、平時における活動を農地再生に活用(詳細別紙)	C	—	自衛隊法において、自衛隊は我が国の防衛を主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序維持に当たるとともに、周辺事態への対応、国際社会の平和及び安全の維持に資する活動を行うこととされており、これらの任務遂行に必要な自衛官の定数を法定しているところである。御提案に基づき、農業従事を主たる任務とし、我が国防衛を従たる任務とする部隊を現行定数の枠内で創設した場合、我が国の防衛に支障を生ずるおそれが高いことから、対応不可能である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	我が国は長い海岸線を有しており、専守防衛を目的とした自衛隊が効果的にその任務を遂行するには、その海岸線に沿って、各所に配置された方が有効ではないでしょうか。しかし、それを実現するには多額の費用が発生し、限られた予算の中では困難だと思います。新予備隊は農業に従事し自給自足をしながら、海岸線の防衛任務を行えば、「効果的な国土防衛、国家財政の負担軽減、農地の再生、食料安全保障の確立等々」平時においても、国家国民に貢献出来ると思います。人員の数が問題であれば、新予備隊を増員すれば、その懸念は払拭できるでしょう。是非、将来の「国土防衛の在り方」として、再検討をお願いします。		1026020	個人	長崎県	農林水産省 防衛省